

島 教 指 号 外
令和2年3月13日

各市町村教育委員会教育長 様

島根県教育庁教育指導課長

新型コロナウイルス感染症対策に係る学校運営について（依頼）

各市町村教育委員会におかれては、感染症対策として臨時休業や部活動の休止措置など様々な取組を実施しておられることと思います。

島根県教育委員会でも、県立学校に対し令和2年3月2日付け島教総第895号「新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐための対応について」において学校での感染防止対策について通知し、貴教育委員会にも情報提供したところです。

しかしながら、国内での感染拡大がまだ沈静化しない状況を鑑み、先の通知をもとに学校における新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐための対応例について、改めて下記のとおりまとめましたので、所管の学校への指導の参考にさせていただきますようお願いいたします。

記

【例1】家庭との連絡体制の確認

- 早退時の下校方法について示しておくこと。
- 万が一、家庭や関係者に感染が確認された場合や疑われる場合の連絡先を示しておくこと。
- 臨時休業措置をとる場合の目安について示しておくこと。
- 臨時休業中の連絡方法について示しておくこと。（複数の連絡方法の確保が望ましい）
- 臨時休業中の学校からの情報発信の体制を検討しておくこと。

【例2】児童生徒の健康管理

- 登校時の健康観察を徹底し、全教職員が情報を共有できる体制を整えること。（登校前の検温の実施、風邪症状の具体的な確認など）
- 手洗い、うがい、咳エチケット等について、常に児童生徒が意識できる環境を整えること。（掲示物など）

【例3】学校生活

- 教室内のこまめな換気に努めること。（1～2時間に1回。5～10分程度）
- できる限り席の配置を工夫し、間隔をとること。
- できる限り校舎内の清掃、消毒に努めること。
- 年度末休業中の生活も踏まえ、児童生徒が家庭での過ごし方について考える機会を適切に設けること。

【例4】学校外での生活

- 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事ができるよう家庭の協力を得ること。
- できるだけ人混みを避けて行動し、帰宅後の手洗い、うがいの徹底を指導すること。
- 家庭学習を課す場合の留意点
 - ・児童生徒が自らの学習面での到達目標を明確化し、その達成に向け適切な学習計画を立てられるよう、また必要に応じてその計画を修正しながら目標の達成に向けて努力できるよう適切な支援を行うこと。
 - ・各教科間の調整を十分行い、基礎的・基本的な知識・技能の定着を図る課題や応用・発展的な内容に取り組む課題に、個々の児童生徒が自主的に取り組めるよう配慮すること。

【学習支援】県教育用ポータルサイトに県学力調査問題（下表参照）及び数オリンピック問題をアップしましたので、ご活用ください。

※掲載先 EIOS（しまねの教育情報 Web）>島根県教育用ポータルサイト
>幼稚園/小・中学校>教育指導課>学習支援

[掲載している県学力調査]

	国語	算数 ・数学	英語	理科	社会
平成 29 年度調査	小3・4				
	小5 ~ 中2 ※小5・6は英語を除く				
平成 30 年度調査 令和元年度調査	小5・6				
	中1・2				

<担当>

島根県教育庁教育指導課

学力育成スタッフ 神谷 祥久

TEL 0852-22-5421 FAX 0852-22-6026

Mail : kamiya-yoshihisa@pref.shimane.lg.jp